

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

企業開示課
開示書類審査担当職員各位

企画市場局総務課長
繁本 賢也

開示書類審査担当職員の株式等の取引について

金融庁職員の株式取引については、平成 1 3 年 1 月 6 日付総第 1 6 号「金融庁職員の株式取引に係る綱紀の保持について」通達が発出されており、これを遵守することはもちろんであるが、特に、企業開示課において、公開買付届出書及び有価証券届出書に係る審査業務並びに有価証券報告書の提出期限延長に係る承認業務に従事する職員（以下「開示書類審査担当職員」といい、企画市場局長並びに企業開示課担当の審議官乃至参事官を含む。）については、公開買付の計画その他の有価証券の投資判断に影響を及ぼすべき未公表の情報に日常的に接するといったその職務の特殊性に鑑み、特に慎重に対応する必要がある。

このため、開示書類審査担当職員の株式等の取引については、当該通達に加え、今後、以下のように対処することで抑制的に取り扱い、今後とも、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、十分に慎重な対応を図られたい。

1. 開示書類審査担当職員は、原則として、自己又は他人の名義により、株式、新株予約権付社債、新株予約権、優先出資、投資口、外国投資口及び投資法人債（以下、「株式等」という。）の売買その他の有償の譲渡又は譲受け（以下「売買等」という。）は行わないものとする。
2. ただし、やむを得ない理由がある場合は、企画市場局総務課長に対し、別紙様式 1 により事前に報告を行うものとする。

企画市場局総務課長は、当該報告があった場合には、売買等を行う株式等と開示書類審査担当職員の職務の関連性等を踏まえ、売買等を行うことが国民の疑惑や不信を招くことがないか確認を行うとともに、確認した内容を総合政策局秘書課に通知する。

3. 開示書類審査担当職員は、上記2. の報告及び確認を経て株式等の売買等を行った場合には、その内容を企画市場局総務課長に別紙様式2により報告するものとする。
4. 企業開示課長は、新たに開示書類審査担当職員に該当することとなった者に対して、本取扱いの対象となる旨を通知するとともに、開示書類審査担当職員のリストを作成し、変更の都度、企画市場局総務課長に共有するものとする。

附 則

この通達は、令和6年12月27日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

報告書

所属
氏名

「開示書類審査担当職員の株式等の取引について」2.の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

株式等の銘柄	取引予定数量	理由

以 上

年 月 日

株 式 等 の 売 買 報 告 書

企画市場局総務課長 殿

〔申請者（売買者）〕

職 名 _____

氏 名 _____

下記のとおり、やむを得ない事情により、株式等の売買等を行ったので報告します。

記

取引年月日	売買の別	株式等の銘柄	取引数量 (株・枚)	取引金額 (円)	理 由
記入例 11. 11. 30 (11. 7. 7)	売・買 (買)	虎ノ門銀行(株)	3,000 株 (4,000 株)	2,025,000 (2,660,000)	乗用車購入資金 に充てるため
	売・買				
	売・買				
	売・買				

(注) 取引年月日、取引数量及び取引価格の欄には、それぞれ反対取引に係る事柄について () 書きで記入すること。